

入札説明書

1 競争入札に付する事項

- (1)業務名 令和8年度島原道路(有明瑞穂バイパス)建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査委託(下雨粒木遺跡)
- (2)業務の仕様等 別添「仕様書・特記仕様書」による
- (3)発掘調査場所 長崎県島原市有明町大三東戊 2558 ほか
- (4)委託期間 契約締結日から令和9年3月10日まで

2 入札日程

競争参加資格審査申請書等の提出期限及び場所	令和8年6月11日(木) 午後5時	13(1)の担当機関
入札説明書に関する質問期限及び場所	令和8年6月11日(木) 午後5時	13(1)の担当機関
上記回答期限及び回答方法	令和8年6月15日(月) 午後5時	質問者及び参加資格申請者あてにFAXにて送付する
入札保証金免除申請書の提出期限	令和8年6月26日(金) 午後5時	13(1)の担当機関
入札日及び場所	令和8年7月7日(火) 午前11時30分	長崎県立長崎図書館郷土資料センター集会研修室 (長崎市立山1丁目1-51)

(注1)上記の期日は、長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(注2)入札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に13(1)の担当機関に確認すること。

3 質問書の提出

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに「質問書(様式第13号)」にて提出すること。提出は郵送、持参又はFAXによること。なお、郵送・FAXによる場合は、必ず着信の確認を行うこと。

(提出場所)長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター FAX:0920-45-4082

(提出期限)令和8年6月11日(木) 午後5時

4 入札を希望しない場合には、参加しないことができる。その場合、入札執行前には、入札日の前日までに、入札辞退届を提出すること。また、入札執行中には、その旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。

5 入札書の記載方法

- (1)入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3)入札金額(首標金額)は訂正することができないこと。
- (4)入札書の提出後は、書き換え、引き換え又は撤回することができないこと。
- (5)代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

- ・入札書は封かんのうえ、封筒に会社名、入札件名を記入し提出してください。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印してください。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意してください。
- ・入札書の宛名は、「長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター所長 川口 洋平」としてください。

6 入札保証金及び契約保証金

(1)入札保証金

- 入札保証金等は、入札日時までに提出すること。
- 見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
 - ・令和8年6月26日(金)までに、入札保証金免除申請書(様式第14号)を提出すること。
 - ・長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター所長を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - ・入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約と同種、同規模以上の契約を締結したことの証明(2件以上)を提出する場合
 - ・なお、「同規模」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。
 - a 3,000万円以上
 - b 3,000万円未満 1,000万円以上
 - c 1,000万円未満

【注意事項】

- ・共同企業体としての実績が必要です。
- ・A社、B社で共同企業体を組織する場合で、A社またはB社のみ、入札日の前日から前々年度までの間において、上記の条件を満たす契約実績(2件以上)があっても免除の対象とはなりません。
- ・不明な場合は13(1)の担当機関に問い合わせてください。
- 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

【注意事項】

- ・入札保証保険期間の終期は、入札日から起算して5営業日目として下さい。
- ・契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできません。

(2)契約保証金

- 契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ・長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター所長を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合。
 - ・入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、見積もった契約希望金額と同種、同規模の契約を締結し、履行したことの証明(2件以上)を提出す

る場合。

なお、「同規模」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

a 3,000 万円以上

b 3,000 万円未満 1,000 万円以上

c 1,000 万円未満

【注意事項】

・共同企業体としての実績が必要です。

・A社、B社で共同企業体を組織する場合、A社またはB社のみに、入札日の前日から前々年度までの間において、上記の条件を満たす契約履行実績（2件以上）があっても免除の対象とはなりません。

・不明な場合は 13(1)の担当機関に問い合わせてください。

○契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

7 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

8 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1)競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者が入札したとき。

(2)競争入札参加資格審査申請書を提出していない者が入札したとき。

(3)入札者が法令の規定に違反したとき。

(4)入札者が連合して入札したとき。

(5)入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6)入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7)指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8)長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札をしたとき。

(9)所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(10)入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11)入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(12)誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13)入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14)その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

9 落札者の決定方法

(1)予定価格の制限範囲内であり、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。

- (2)落札者となるべき同価格の入札した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3)入札執行回数は、3回を限度とする。3回までに決定しない場合は最低入札価格を入札した者との見積の協議を行う。
- (4)落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (5)落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

10 調査内訳書の提出

- (1)入札に際しては、調査内訳書を求める場合があるので、調査内訳書に掲げる種別、名称等の項目に対応するものの単位、頁数、単価及び金額(様式は任意。ただし、商号又は名称並びに代表者氏名、住所及び調査業務名を記載すること。)を明示した調査内訳書を押印の上、必ず用意しておくこと。
なお、調査内訳書の合計額は入札額と同額とし、値引き及びマイナス計上の項目及び一式表示(入札説明書中の調査内訳書で一式表示となっているものを除く。)を設けないこと。
- (2)提出された調査内訳書は、返却しない。
- (3)提出された調査内訳書の引換え、変更又は撤回(取消)は認めない。

11 契約書の作成等

- (1)落札通知を受けた日から5営業日以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- (2)その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

12 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2)令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3)この公告の日から入札日までの間において、指名停止の措置を国又は地方公共団体から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4)この公告の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

13 その他

- (1)当該契約事務に関する担当機関
長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター
〒811-5322

長崎県壱岐市芦辺町深江鶴亀触 515 番地 1

電 話 0920-45-4080

FAX 0920-45-4082

(2)入札参加資格審査を得るための申請方法等

・申請の時期は、この入札に関する告示の日から、令和 8 年 6 月 11 日(木)午後 5 時までの間(県の休日を除く)

・申請書等の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(1)の機関に同じ